

金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の
敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による、金沢市における特殊建築物（一般廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

上段（ ）書きは変更前

名称	位置	地番	地目	地積 (㎡)	摘要
					主要用途（処理能力）
(株)中部資源再開発 才田町工場	金沢市 才田町戌 の部	288 番 3	宅 地	15,660	ごみ処理施設 (16.0 t / 日) 376.0 t / 日

理由

(株)中部資源再開発才田町工場は、平成 17 年 10 月 6 日に建築基準法第 51 条に係る産業廃棄物処理施設として、許可された施設である。

また、平成 18 年 12 月 28 日に一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設 16.0 t / 日）としても、許可された施設である。

今回、既に設置してある廃棄物処理施設（廃プラスチック類の圧縮施設 360.0 t / 日）を使用し、一般廃棄物の廃プラスチック類の処理を行うものである。

当施設は、市街化調整区域に位置しており、この施設での一般廃棄物の中間処理業務にあたっては、関係町会及び隣接者への説明、関係機関との調整を終了している。

以上のことから、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による敷地の位置について、都市計画上の支障がないと判断する。

